

約款改訂履歴

変更日付: 2019年10月1日

約款種類:ミライインターネットサービス契約約款

区分:改訂

■約款新旧対照表(変更箇所及び変更内容)

変更後	変更前	備考欄
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>第11条(禁止事項) 第1項(1)～(8)(略)</p> <p><u>(9) 当社社または第三者への詐欺、脅迫行為</u></p> <p><u>(10) 当社社のサービスを利用してコンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供し、または当社のサービスに関連して使用する行為</u></p> <p><u>(11) 未成年者に対して閲覧させるにふさわしくない画像、データ等を送信または表示する行為</u></p> <p><u>(12) 他人のユーザ ID およびパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為</u></p> <p><u>(13) 前各号の行為を行い、またはこれを行おうとしている者を助長する行為</u></p> <p>第12条 (利用の制限)</p> <p>当社は、天災事変その他の非常事態が発生または発生のおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、若しくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限し、または中止する措置をとることがあります。</p> <p><u>2. 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、本サービスにおける電気通信の通信量を制限することがあります。</u></p> <p><u>3. 当社は、契約者が大量のトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。</u></p> <p><u>4. 当社は安全・安心にインターネットを利用できるよう、インターネット接続サービス上で、児童ポルノ流通を未然に防ぐために、児童ポルノアドレスリスト(一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。)に基づき、指定された接続先との通信を制限する</u></p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>第11条(禁止事項) 第1項(1)～(8)(略)</p> <p>第12条 (利用の制限)</p> <p>当社は、天災事変その他の非常事態が発生または発生のおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、<u>通信</u>若しくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。</p>	<p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>

<p>ことがあります。</p> <p>第13条(提供の中止)</p> <p>当社は、次の各号に該当するときは、本サービスの提供を中止することがあります。</p> <p>(1) ～ (3)(略)</p> <p><u>(4) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの全部または一部の提供を停止することにより、当社が本サービスを提供することが困難になったとき。</u></p> <p><u>(5) その他当社が本サービスの一時中断が必要と判断した場合</u></p> <p>第14条(提供の停止)</p> <p>当社は、契約者が次の各号に該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。</p> <p>(1) 本サービスの債務の支払いを怠ったとき</p> <p>(2) 本約款に違反したとき</p> <p><u>(3) 申込、変更等の本サービスに係わる手続きに際して虚偽の事項を記載したことが判明したとき</u></p> <p><u>(4) 誹謗、中傷又は猥褻等の明らかに公序良俗に反すること、又は違法に本サービスを利用したとき</u></p> <p><u>(5) 当社が提供する本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき</u></p> <p><u>(6) 前各号のほか、当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき</u></p> <p>2.当社は、前項(2)～(5)の規定により本サービスの提供を停止するときは、契約者に対しあらかじめその旨を通知します。なお、サービス提供停止時の手続きに伴う必要な経費については、最大で <u>110,000</u> 円を契約者に請求できるものとします。</p> <p>第15条(当社が行う解約)</p> <p>(略)</p> <p>2. 当社は、前項の規定により本サービスを解約するときは、契約者に対しあらかじめその旨を通知します。なお、解約時の手続きに伴う必要な経費については、最大で <u>110,000</u> 円を契約者に請求できるものとします。</p> <p>第17条～第26条 (略)</p>	<p>第13条(利用の中断)</p> <p>当社は、次の各号に該当するときは、本サービスの提供を中断することがあります。</p> <p>(1) ～ (3)(略)</p> <p><u>(4) その他当社が本サービスの一時中断が必要と判断した場合</u></p> <p>第14条(利用の停止)</p> <p>当社は、契約者が次の各号に該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。</p> <p>(1) 本サービスの債務の支払いを怠ったとき</p> <p>(2) 本約款に違反したとき</p> <p><u>(3) 誹謗、中傷又は猥褻等の明らかに公序良俗に反すること、又は違法に本サービスを利用したとき</u></p> <p><u>(4) 当社が提供する本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき</u></p> <p><u>(5) 前各号のほか、当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき</u></p> <p>2.当社は、前項(2)～(5)の規定により本サービスの提供を停止するときは、契約者に対しあらかじめその旨を通知します。なお、サービス提供停止時の手続きに伴う必要な経費については、最大で <u>105,000</u> 円を契約者に請求できるものとします。</p> <p>第15条(当社が行う解約)</p> <p>(略)</p> <p>2. 当社は、前項の規定により本サービスを解約するときは、契約者に対しあらかじめその旨を通知します。なお、解約時の手続きに伴う必要な経費については、最大で <u>105,000</u> 円を契約者に請求できるものとします。</p> <p>第17条～第26条 (略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p>
--	--	--

<p>(別表1)本サービスの種類とその内容</p> <p>(1) インターネット接続サービス 当社の接続機器と、契約者の接続機器とを公衆回線もしくはNTT西日本・東日本が提供するフレッツ回線を使用して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するインターネット接続サービス。 ダイヤルアップ IP 接続サービス:ISDN 回線、アナログ回線 フレッツ接続サービス:フレッツ ISDN、フレッツ ADSL、フレッツ光 最低利用期間 年額支払契約の場合:1カ年 月額支払契約の場合:1カ月 URL https://isp.mirai.ad.jp/</p> <p>(2) <u>光コラボレーションモデル</u> NTT西日本・東日本が提供する光回線と当社が提供するインターネット接続サービスをセットにしたサービス。 最低利用期間 1カ月 URL https://hikari.mirai.ad.jp/</p> <p>(3) ビジネスサポートネットワーク 当社の接続機器と、契約者の接続機器とを第一種電気通信事業者が提供する専用回線もしくは国及び地方公共団体が提供する専用回線を結んで、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するインターネット接続サービス。 速度品目 イーサネットによる接続 最低利用期間 1ケ年 URL https://bsn.mirai.ad.jp/</p> <p>(4)専有レンタルサーバサービス 当社のサーバ機を専有利用し、契約者若しくは当社が所有する独自ドメインを運用するサービス。 最低利用期間 1ケ月 URL https://mrs.mirai.ad.jp/top_sp_server</p> <p>(5) ミライ・ドメインセンター ドメインを新規に取得する、他社ドメイン取得業者から移管する、他社ドメイン取得業者へ移管する、などのドメインに関する管理を行うためのサービス。 最低利用期間 1ケ年 URL http://domain.mirai.ad.jp/</p>	<p>(別表1)本サービスの種類とその内容</p> <p>(1) インターネット接続サービス 当社の接続機器と、契約者の接続機器とを公衆回線もしくはNTT西日本・東日本が提供するフレッツ回線を使用して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するインターネット接続サービス。 ダイヤルアップ IP 接続サービス:ISDN 回線、アナログ回線、PIAFS、AIR-EDGE フレッツ接続サービス:フレッツ ISDN、フレッツ ADSL、<u>Bフレッツ</u>、フレッツ光 利用期間 年額支払契約の場合:1カ年 月額支払契約の場合:1カ月 URL http://isp.mirai.ad.jp/</p> <p>(2)ビジネスサポートネットワーク 当社の接続機器と、契約者の接続機器とを第一種電気通信事業者が提供する専用回線もしくは国及び地方公共団体が提供する専用回線を結んで、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するインターネット接続サービス。 速度品目 イーサネットによる接続 利用期間 1ケ年 URL http://bsn.mirai.ad.jp/</p> <p>(3)ホスティングサービス 当社のサーバ機を利用し、契約者若しくは当社が所有する独自ドメインを運用するサービス。 利用期間 1ケ月 URL http://mrs.mirai.ad.jp/</p> <p>(4) ミライ・ドメインセンター ドメインを新規に取得する、他社ドメイン取得業者から移管する、他社ドメイン取得業者へ移管する、などのドメインに関する管理を行うためのサービスです。 利用期間 1ケ年 URL http://domain.mirai.ad.jp/</p>	<p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p>
--	---	---